

平成27年11月16日

答申第637号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「平成10年度～15年度まで採用していた、期末要支給額に対する退職手当引当金の計上基準、期末要支給額に対して計上するとした具体的な割合がわかる内部文書」について開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書が存在しないため、開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在せず開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いが妥当である。

4 審議の経過

平成27年11月16日（第228回審議委員会）

第651号諮問、審議、答申